

## 第5回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

### 1 日 時

令和5年8月24日（木） 午前10時～午前11時35分

### 2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

### 3 出席者

（公益代表委員）植村委員、斎藤委員、細田委員、丸山委員、渡部委員  
（労働者代表委員）小菅委員、小林委員、佐々木委員、原委員、山田委員  
（使用者代表委員）菊池委員、熊谷委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員  
（事務局）栗村局長、市川労働基準部長、境澤賃金室長、五十嵐賃金室長補佐

### 4 議 事

- （1）岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問、審議、採決及び答申）
- （2）特別小委員会における審議結果報告について
- （3）特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（審議、採決及び答申）
- （4）特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
- （5）特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について
- （6）その他

### 5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から山田委員、使用者代表委員から松川委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（全ての議事を「公開審議」とした。）

- （1）岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問、審議、採決及び答申）

#### ○丸山会長

それでは、議題に入ります。議題（1）「岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問、審議、採決及び答申）」です。

事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

8月8日の第4回本審で答申をいただきました岩手県最低賃金の改正決定について、同日付けで異議の申出公示を行ってございましたところ、締

切日までの間に一般社団法人岩手県タクシー協会ほか6団体及び1個人から異議申出書が提出されております。異議の申出がありますと、最低賃金法第12条に基づき最低賃金審議会に異議の申出について意見を求めることになっています。

審議の結果、仮に内容が変更される答申となった場合は、再度15日間の異議申出期間を設けた公示を行うこととなりますので、10月4日の改正発効は変更されるということになります。

○丸山会長

ただ今、事務局から異議の申出に関する手続きの説明がありました。御了解いただけたいと思いますので、諮問をお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議等はなかった。)

<諮問>

栗村局長が、岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について諮問文を読み上げ、丸山会長に諮問文が手交された(最低賃金法第12条(地域別最低賃金の改正等))。

○丸山会長

それでは、事務局から異議の申出について説明をお願いします。

○事務局

資料は、No.7から14までになります。ポイント部分を読み上げて説明します。

資料No.7、一般社団法人岩手県タクシー協会は、岩手県でタクシー業を営むおよそ130社が加盟する事業団体で、従業員数は2,500人程になります。

異議の要旨は、「賃金の引き上げは、生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の引上げが先行するものではない。新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、タクシー事業においてもかつて経験したことのない利用者の減少及び営業収入の落ち込みが続いており、さらに最近の燃料油価格の高騰など、県民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業の経営は非常に厳しい状況にある。特に多くの事業者は歩合給という賃金制度から営業収入の減少は、最低賃金割れを引き起こし、不足分を事業者が負担しなければならない状況にある。国の雇用調整助成金、県のタクシー事業者運行支援交付金等を最大限活用しながら乗務員の雇用を維持し、地域の公共交通機関として日夜必死に努力を続けている中で、今回の大幅な最低賃金額の引き上げ改定に強く異議の申し出をする。」とのことをございま

す。

資料No.8、共生ユニオンいわては、一人でも加入できる労働組合として北上市を中心に活動をしており、加入者10名、「全国一般全国協議会」が上部組合となっているとのこと。

異議の要旨は、「岩手県最低賃金を39円引き上げ、893円とするとの答申は、全国で最も低い引上げ額であり、改定後の金額893円は全国最下位となる。岩手を除く旧Dランクの引上げ額は平均で44円を超え、地域間格差が広がらないように少なくとも44円以上の引上げとするべき。理由として、若者の県外流出の防止、ガソリン代の値上げなど物価の高騰による生活の困窮。」などを訴えております。

資料No.9、岩手県労働組合連合会（いわて労連）は、200単組が加盟する労働組合（21,000人）で、民営組合は100単組、組合員は12,000人です。

異議の要旨は、「2023年度の岩手県の最低賃金額を1時間893円とすることに不服であり、より大幅な引き上げを行うことを強く求める。地域間格差の是正、あわせてランク制度の廃止、全国一律制度への移行を求める。景気浮揚・最賃引き上げにあたって、政府に対して中小企業、小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させることを強く求めること。」とされ、その理由としては、労働者の生活実態からみて引上げ額が不十分なこと、地域間格差をさらに縮めることが必要、最低生計費に格差はないことなどが挙げられています。

資料No.10、岩手県地域労働組合は、いわて労連の単組の一つとなっており、130人が加入する労働組合です。岩手県地域労働組合からの申出は、いわて労連と文面もほぼ同様の内容となっておりますので、説明を省略いたします。

資料No.11、いわて非正規労働者センターは、いわて労連傘下の非正規労働者を中心とした労働組合のグループで、8,000人が加入しております。

異議の要旨は、「2023年度の岩手県の最低賃金額を1時間893円とすることに不服であり、より大幅な引き上げを行うことを強く求める。地域間格差の是正、東北のCランクである青森、秋田、山形を上回る最低賃金となるよう再審議すること。」とされ、その理由としては、労働者の生活実態からみて引上げ額が不十分なこと、地域間格差をさらに縮めることが必要、などが挙げられています。

なお、審議会の公開性を高める意見も記載されておりますが、8月8日付け岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示についての意見とは認

められませんので、この場での説明は省略いたします。

資料No.1 2、岩手県農業協同組合労働組合は、いわて労連の単組の一つとなっており、600人が加入する労働組合となっております。

異議の要旨は、「岩手県最低賃金額を893円とする答申は不十分であり、さらなる引き上げに向けて再審議を強く求める。」とされ、その理由については、時給900円で働いても自立した生活ができない、Cランクの県で目安に4～7円の上積みがされ、物価上昇や格差是正という情勢を反映した判断ではないか、などが挙げられています。

資料No.1 3、岩手県医療労働組合連合会は、6,000人が加入する労働組合で公立の医療機関で働く方を除けば3,000人が加入しております。

異議の要旨は、「医療・介護の現場で働く組合員は、感染症と向き合い、奮闘を続けているが、十分な補償も補填もないまま、そのしわ寄せは賃金切り下げの形で表れている。物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考える。私たちの意見をふまえ、再審議を要望する。」とされ、その理由については、最低生計費調査に基づき、最低賃金額を月額24万円、時給1,500円に引き上げるべき、地域間格差の解消などが挙げられています。

資料No.1 4、盛岡市の村田浩一氏個人からの申出です。申出の内容から岩手県内で働く労働者の方であると推測されます。

異議の内容は、「最低賃金額の893円は不十分であり900円を超過よう審議してください。理由は、物価が上昇し生活できない。中小・零細企業が経営的に厳しいのは、企業規模の力関係によるものであり、経済力の格差を是正し安定させるのは政治の役割である。自立して生活できる最低賃金への引上げが緊急的に必要である。」などという内容となっております。

○丸山会長

初めに、審議の進め方についてですが、この申出書について労使双方から意見をお伺いし、その後意見交換を行いながら意見集約を図っていきたいと考えています。審議の進め方に御意見等がありますか。

(意見等はなかった。)

<審議：異議申出書に対する意見表明（労働者側）>

○丸山会長

それではこの異議申出について、労働者側から御意見を申し上げます。

○佐々木委員

異議申出書の内容を確認いたしました。労働者側としては、岩手県最低賃金を39円引き上げるという結果を尊重しますが、認めたわけではありません。地域間格差をどのようにみているのか、目安額どおりの引上げというのでは、地域間格差の解消について考慮されていないと考えます。また、物価上昇による実質賃金の低下により生活が成り立っていないという状況でもあり、引上げ額39円には物足りなさを感じざるを得ません。これらのことから、審議の再延長若しくは金額の改定を考えています。

また、昨年と比べれば、異議申出の件数も増えていますので、岩手県民の生活が大変であるという表れだと考えます。

<審議：異議申出書に対する意見表明（使用者側）>

○丸山会長

使用者側はいかがでしょう。

○藤田委員

最低賃金法に基づく異議申出ということで、再審議を求めるという内容は7団体1個人から、使用者側からの異議申出が資料No.7となっています。

今回の答申は地方最低賃金審議会の最低賃金法に基づく独立性、自主性による適正な審議による結果です。地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとしての役割であること、最低賃金法第9条に定める地域における3要素を考慮したことなどにより審議を進めたものであり、あえて、この場で申し上げるまでもありません。

今回の異議申出書の中で注目すべきものは、資料7一般社団法人岩手県タクシー協会からの異議申出書と思われます。こちらは、景気の動向に敏感に反応したタクシー業界の生の声、悲痛な状況を表している意見であり、重く受け止めなければならないと考えます。また、他の団体にも通じる意見であると考えます。

一方で、岩手地方最低賃金審議会、専門部会において、労使が様々な角度から意見を主張し、審議を尽くした結果、39円の引上げという結論に達したというものですから、再審議を行うなどという合理的な理由はないと考えます。

<審議：質問、意見等>

○丸山会長

労働者側からは、39円の引上げという結果については尊重しているが、納得していないので、再審議を求めたいという意見でした。

使用者側からは、岩手県タクシー協会からの異議申出は重く受け止めるが、労使双方の意見を踏まえて十分審議を尽くしたものであり、結果を尊重したい、再審議をするようなものではないという意見でした。

労使の意見が食い違っているようですので、他の委員からも御発言があればお願いします。

○山田委員

使用者側の意見につきましては、企業の状況を踏まえた意見だと思しますので、理解いたします。

公益委員案を引上げ額39円とした理由について伺います。

岩手県最低賃金をCランクの目安どおりの39円の引上げとしたことにより、岩手県最低賃金が全国最下位となります。東北の中で1円2円ではない大きな格差が生じます。労働者側は岩手の経済のことを考えて反対しました。企業の人材確保、物価上昇を支えるためにも岩手県最低賃金について他県に見劣りしない引上げが必要と考えます。人材の流動化を国が進めていますが、人材の流動化の促進については、労働者側は賛成も反対もするものではありません。人材の流動化が進められていく中で、全国最下位の岩手県最低賃金が、地場の企業を救うことになるのでしょうか。人材流出を防ぐことができるのでしょうか。若い人の県外流出を防ぐことができるのでしょうか。他県との格差が生じることについて、公益委員としての意見を求めます。

○丸山会長

まず、本日は8月8日に岩手地方最低賃金審議会が岩手労働局長に答申した内容に対して提出された異議申出書についての審議を行うものです。提出された異議申出書につきましては、重く受け止めています。

岩手地方最低賃金審議会専門部会において、企業側の賃金支払い能力及び物価上昇による生計費の高騰については、十分考慮した審議であったと思います。また、審議の中では、労働者側から地域間格差の是正が必要である、岩手県最低賃金は早期に1,000円を目指すべきものであるが、まずは900円台を目指すものであるという主張など、全ての意見を踏まえて審議を行ってきたものです。審議による労使の意見の一致をみることはできませんでしたが、十分審議は尽くしたものと考えています。最終的に労使の提示した金額には、開きがありましたので、労使双方から公益委員案による採決を求めるといった意見が出され、公益委員案として目安どおりの39円の引上げという提案をいたしました。

今回、提出された異議申出書の内容については、どれも重要なことであると認識しておりますが、それらは長時間にわたり議論を重ね、十分審議が尽くされる中で考慮されていたものであり、審議に瑕疵があったという認識はなく、原答申どおり決定することが適当であるものと考えます。

以上、会長としての意見を述べました。

一方、一個人としてあるいは研究者としての立場での意見は、いろいろありますが、この場で申し上げるものではないと考えております。

岩手県最低賃金専門部会の細田部会長の認識を伺います。

○細田専門部会長

専門部会で4日間にわたり公労使三者が慎重かつ丁寧に審議を尽くし、適正な手続きを経て至った結論であり、原答申どおり決定することが適当であると考えます。

○丸山会長

本日の審議会のポイントは、労使双方の立場での意見、提出された異議申出書に記載されている現場からの切実な声など、そういった意見について、これまで審議されていなかったのかどうか、というところだと思います。会長としては、専門部会、本審において労使の意見の一致はみられませんでした。それまでの労使の意見を踏まえて、できる限りの審議を尽くした上での結論であると考えております。

ただし、全く新しい論点であり、これまで議論されていない論点であるというのであれば、その論点で審議をし直して、全く別の結果が出る可能性があるかと労使双方がおっしゃるのであれば、さらに審議が必要であるということを経理として受け止めたいと思います。これまで審議してきた論点についての意見であれば、これまでの審議と同様に労使それぞれの意見として受け止めますので、原答申どおり決定することが適当であるという結論になるものと考えます。

○山田委員

専門部会では、全国の地方最低賃金審議会の審議状況は明らかではなかったという状況ですが、現在は他県の地方最低賃金審議会の状況が明らかになり、岩手県最低賃金が全国最下位になるということになります。専門部会の審議のときには、そういうことはわからなかったわけで、現在は状況が変わっているとは言えないでしょうか。

○丸山会長

委員は、この地方最低賃金審議会の制度を理解して発言しているものと認識した上で申し上げますが、結果的に岩手県最低賃金が全国最下位になったことにより地域間格差、人材流出が心配であるという議論については理解いたします。ただし、地域間格差の是正についてや北東北の中での岩手の位置関係についてなど、それらの観点については、従来から岩手地方最低賃金審議会において議論されておりますし、今回もしっかり議論されております。

ただ今の山田委員の発言は「他県の最低賃金の決定状況が明らかになっ

ているのに、その状況を踏まえていない」ということだと思いますが、地方最低賃金審議会の審議は、他県の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえて審議を行うという制度とはなっていません。

中央最低賃金審議会において、目安が示され、その目安を参考に地方最低賃金審議会において、独自に日程を組み、各委員は責任をもって審議を行うということだと認識しております。また、審議日程を計画しておりますが、その計画の変更を希望する意見なども出されなかったと記憶しております。審議日程も含めて慎重に審議が行われ、適正に決定したものであるということです。他県の地方最低賃金審議会も同様に審議を行ったもので、その他県の地方最低賃金審議会の結果をみて、岩手県最低賃金が全国最下位だから審議をやり直すという考え方は、最低賃金という制度を揺るがす意見であると考えます。現行の制度が是か非かという議論は別の問題であり、この場で議論するのはふさわしくないものです。

本日の審議会は、これまでの審議の中で、議論されていない観点・論点があるのならば、審議のやり直しも必要と思われませんが、これまでの審議については、本日労働者代表委員がおっしゃった意見も、異議申出書に記載されている意見についても、しっかり審議されたものと会長として考えており、原答申どおりの決定とすることが適当であると考えております。

○山田委員

専門部会の中でも北東北の中での位置のことや首都圏との格差是正については主張していましたが、理解していただくことはできなかつたと捉えております。労働者側としては従来から申し上げてきた内容ですので、真摯に受け止めていただきたいと考えています。

○丸山会長

理解します。

従来から労働者側が、県最低賃金の地域間格差の是正を求めること、北東北三県の中での岩手の位置についての意見を主張されていることについてはしっかり聞いております。

岩手地方最低賃金審議会の審議では、労使の意見が一致しない場合、労使双方の求めに応じて、公益委員案による採決で決定することとなります。今年度は、公益委員案には使用者側が賛成していただきましたが、過去に一度も労働者側の意向に沿った公益委員案がなかったかということ、そういうことはないということについて、申し上げておきます。そのときの事情によりその都度考慮されておりますので、その部分は御理解いただきたいと思います。

あえて、申し上げておきますが、第4回の岩手県最低賃金専門部会の終



盤、公益委員案による採決が行われた後に、他県の地方最低賃金審議会の審議状況について、労働者側から情報提供がありました。岩手地方最低賃金審議会では、専門部会による審議結果で決定するものではなく、本審による採決で決定するという決まりになっています。他県の地方最低賃金審議会の審議状況について情報提供がなされた専門部会の翌日に行われた本審において、15人の委員による採決が行われた結果であるということも重要な事実ではないでしょうか。

○熊谷委員

丸山会長と同様の見解です。専門部会においては、地域の実情を踏まえた上で法定3要素について議論を行い、特に使用者側として中小企業・小規模事業者の支払能力について強く主張してまいりました。4日間の専門部会において、労使双方の主張があり、労使の一定の歩み寄りは見られたものの、引上げ額の一致には至らなかったことから、労使双方から、公益委員案による採決をお願いしたということなのですから、その結果は重く受け止めるべきだと思います。

また、これまでの専門部会における審議の内容についてですが、異議申出書に書かれている内容については、全て審議されており、十分な審議が行われたものと考えます。

○佐々木委員

地域間格差の是正を目的の一つとして、ランク区分の変更が行われたものですが、今回の岩手県最低賃金の改正については、地域間格差の是正についても考慮された結果であるものと考えてよいでしょうか。

○丸山会長

地域間格差の是正は重要であるという意見が出されているということは十分に尊重しており、最終的に労使の意見を総合的に勘案した結論であり、地域間格差の是正の観点についても含まれているということになります。

○藤田委員

熊谷委員が丸山会長と見解は同じとおっしゃっていましたが、使用者側は同じ意見です。その上で申し上げますが、昨年度の公益委員案による採決は、労働者側委員が賛成、使用者側委員が反対という今年度とは逆の結果でした。こういう経過を再認識していただき、本日の審議を進めてまいりましょう。

○丸山会長

公益委員として、労使どちらかだけの意見を聞いて公益委員案を提案していると思われるのは心外であり、片方だけの意見を受け止めて公益委員

案を提案しているというのではないということに御理解をいただいていると認識いたしました。

今年度の採決の結果は、労働者側にはとても重い内容だったということは理解しておりますが、本日のこの審議会においては、結果についてではなく、申出が行われた異議の内容について、専門部会、本審において、十分審議がなされたか否かという観点で議論すべきものであるということ再度申し上げます。繰り返しになりますが、異議申出書の内容については、専門部会において労使双方から様々な意見が出され、十分審議を尽くした内容であると認識しております。結果ではなく、十分審議を尽くしたか否かについて、労働者側委員の皆様には御理解していただきたいと考えております。

これらのことを踏まえて、ほかに御意見ございますか。

(発言はなかった。)

そろそろ、意見が出尽くしたということで、よろしいですね。

それでは、議案「原答申どおりに決定することが適当か否か」の採決に進んでよろしいでしょうか。

(異議等はなかった。)

<採決>

○丸山会長

それでは、「原答申どおりに決定することが適当であるか否かについて」採決を行います。

<採決結果>

挙手による採決が行われ、「原答申どおり決定することが適当である」ことに、賛成9名（公益代表委員4名、使用者代表委員5名）、反対5名（労働者代表委員5名）で、原答申（8月8日答申）どおり決定することが適当であることが議決された。

○丸山会長

それではこの結果について岩手労働局長に答申したいと思いますので、事務局は答申の準備をお願いします。

<答申>

丸山会長が、岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について答申文を読み上げ、局長に答申文が手交された（最低賃金法第12条（地域別最低賃金の改正等））。

○局長

ありがとうございます。

答申に基づき、速やかに法定手続きを進めてまいります。

- (2) 特別小委員会における審議結果報告について
- (3) 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（審議、採決及び答申）

○丸山会長

次に、議題（2）「特別小委員会における審議結果報告について」及び議題（3）「特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（審議、採決及び答申）」を一括で審議します。

初めに特別小委員会の審議結果について、細田委員長から報告をお願いします。

<特別小委員会における審議結果報告について>

○細田委員長

特別小委員会は、8月21日、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名が出席し、本審から付託された「5産業の特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行ったものです。

審議結果につきましては、写しを配付していますので、ポイント部分を読み上げ説明とさせていただきます。事務局が代読します。

○事務局

代読します。

（事務局から、特別小委員会審議結果のポイント部分が読み上げられた。）

また、特別小委員会には、本日の審議資料No.6を資料として提出していますので、資料No.6「令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果」について、概要を説明させていただきます。

（事務局から、基礎調査結果の概要が説明された。）

○丸山会長

細田委員長から、特別小委員会の審議結果について、事務局の代読による報告がありました。特別小委員会の皆様には、真摯な審議を尽くしていただきありがとうございました。

それでは、特別小委員会の審議結果について、委員の皆様から御質問、御意見等がありましたら御発言をお願いします。

<特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について>

<審議：質問、意見等>

○瀬川委員

審議結果報告について、一部修正を求めます。

3ページ「特賃制度は本当に必要かということが全国中央会で言われている。」について、「全国中小企業団体中央会では、以前から政府に廃止を要請している」と修正願います。

4 ページ「及び求める人材（不足する人材）」について、「及び企業が求めている人材（不足している人材）の職種と最賃が適用になる人材の職種が何かの認識を共有すること」と修正願います。

○丸山会長

ただいま、審議結果報告の内容についての修正依頼がございました。細田委員長に確認しますが、瀬川委員のおっしゃった内容という認識でよいでしょうか。

○細田委員長

はい。

○丸山会長

それでは、事務局は審議結果報告の一部修正をお願いします。この場での対応は難しいと思われますので、後日修正したものを提供してください。ほかに御意見等ございませんか。

○山田委員

特別小委員会において、百貨店、総合スーパーの産業については、引上げの必要性有りとは判断されなかったのですが、その他の産業でもそれぞれ景況がよいわけではなく、とても厳しい事業所もあるという同じような状況であるのに、引上げの必要性有りとは判断されているということについて、百貨店、総合スーパーの産業とその他の産業との違いが理解できません。意見を求めるものではありません。この場で発言だけいたしました。

○熊谷委員

昨年度、今年度については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による売上減少などがみられ、いまだその回復も進んでいないという状況であり、全産業において厳しい景況だといえます。ただし、百貨店、総合スーパーの産業については、令和元年に引上げの必要性有りとは判断できないとしたときから、百貨店、総合スーパーの産業の状況が変わっていないことから、今年度の審議においても、引上げの必要性有りとは判断できないという結論に至ったものです。

○山田委員

昨年度までは、公正競争ケースによる申出でしたが、今年度は労働協約ケースでの申出であり、状況は変わったといえるのではないのでしょうか。

○熊谷委員

労働協約ケースでの申出であれば必ず引上げの必要性有りとは判断すべきというのではなく、公正競争ケースと同様に審議のうえ必要性の有無について判断するということ、令和4年度においては全国では労働協約ケースでの申出で20数件が引上げの必要性有りとは判断できないとしたもの

もあるということの2点について事務局から説明していただいています。繰り返し申し上げますが、百貨店、総合スーパーの産業については、以前に引上げの必要性有りとは判断できないとしたときから産業の状況が変わっていないことから、今年度の審議においても、引上げの必要性有りとは判断できないという結論に至ったものです。

○山田委員

意見を申し上げたものです。御説明についてはわかりました。

<採決>

○丸山会長

それでは、質問、意見等も出尽くしたと思われまますので、岩手地方最低賃金審議会としての意見を取りまとめたいと思います。

最初に申し上げておきますが、特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無については、必要性有りとする場合は、全会一致の議決が原則とされており、全会一致とならなかった場合は、「全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできなかった」旨岩手労働局長に答申することになります。

それでは、各申出産業の改正決定の必要性の有無について、各委員の判断を挙手により確認します。

<採決結果>

「鉄鋼業・金属線製品、その他の金属製品製造業」については、全会一致で必要性有りと議決された。

「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」については、全会一致で必要性有りと議決された。

「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、全会一致で必要性有りと議決された。

「百貨店、総合スーパー」については、労働者側委員全員賛成、使用者側委員全員反対で、必要性有りとすることはできないと議決された。

「自動車小売業」については、全会一致で必要性有りと議決された。

○丸山会長

以上の結果を岩手労働局長に答申したいと思います。

事務局は答申の準備をお願いします。

<答申>

丸山会長が、特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について答申文を読み上げ、局長に答申文が手交された（最低賃金法第12条（地域別最低賃金の改正等））。

(4) 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

○丸山会長

それでは、議題（４）「特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

ただ今、改正決定の必要性有りと答申をいただきました産業について、特定（産業別）最低賃金の改正決定について、岩手地方最低賃金審議会に諮問させていただきたいと思っております。

○丸山会長

諮問をお受けします。

<諮問>

局長が、岩手地方最低賃金審議会から改正決定の必要性有りと答申された４産業の特定（産業別）最低賃金の改正決定について諮問文を読み上げ、丸山会長に諮問文が手交された（最低賃金法第１５条２項（特定最低賃金の決定等））。

○丸山会長

岩手地方最低賃金審議会は、岩手労働局長から、「岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定について」諮問をお受けしたことを確認します。よろしいですね。

(５) 特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

○丸山会長

それでは、議題（５）「特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

一つ目は、専門部会の設置についてです。最低賃金法第２５条２項で、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と定められています。また、最低賃金審議会令第６条１項で、「審議会に置かれる専門部会の委員の数は９人以内とする」と定められており、専門部会は公・労・使各３人の合計９人で構成しています。専門部会委員の任命につきましては、最低賃金審議会令第６条４項で、「関係労働組合又は関係使用者団体に候補者の推薦を求めなければならず」と定められており、相当期間を定めて推薦公示を行っています。今年度の推薦公示締切日は、９月１１日（月）を予定しており、辞令は、９月１５日（金）に口座振込依頼書、マイナンバー確認様式などと一緒に郵送させていただき予定としたいと考えています。

二つ目は、第1回専門部会についてです。例年どおり、第1回専門部会を合同専門部会として9月28日（木）午前10時から開催したいと考えています。このことについて、岩手地方最低賃金審議会の了承を得たいと思います。

三つ目は、参考人意見聴取についてです。参考人意見聴取も、専門部会委員候補者の推薦公示と同様に諮問を受けると同時に意見聴取公示を行います。意見提出の締切日は、9月15日（金）を予定しています。参考人意見聴取は、例年、労使双方各1名から提出された意見書を、事務局が、第2回専門部会で読み上げる形で実施しています。今年度も同様の形で実施し、意見書の書式には「事業所最低賃金額の割合」の記載項目がありますが、この金額を最新の該当産業の最低賃金額に修正して使用したいと考えています。このことについて、岩手地方最低賃金審議会の了承を得たいと思います。

○丸山会長

事務局から「専門部会の設置」について説明がありましたが、これは法令で定められていることでもありますので審議するものではありません。事務局は、本審議会終了後、速やかに専門部会委員の推薦公示手続きをお願いします。

次に、第1回専門部会を合同専門部会とすること、参考人意見聴取を労使双方各1名とし、意見書を事務局が読み上げる形で実施することについて、岩手地方最低賃金審議会の承認を求めています。承認してよろしいでしょうか。

<合同専門部会について>

事務局の提案が承認された。

<参考人意見聴取について>

事務局の提案が承認された。

(6) その他

○丸山会長

次に、議題（6）「その他」に入ります。

事務局に何か用意している議題はありますか。

○事務局

2点あります。

1点目は、今後の審議日程についてです。

特定（産業別）最低賃金の合同専門部会は9月28日（木）午前10時から開催予定であることは先ほど説明したとおりです。その後の本審の日程について御説明いたします。

第6回本審は10月31日（火）午後1時30分に開催したいと考えております。第6回本審において、特定（産業別）最低賃金の改正決定の答申をいただき、即日異議申出公示を行い、異議申出期限が11月15日となりますので、翌日の11月16日（木）午後1時30分から第7回本審を開催したいと考えております。異議申出期限後、委員が全員揃う日が異議申出期限の翌日の午後となりますので、異議申出期限の翌日の午後に開催するという計画を立てましたので、御了承をお願いします。資料No.17となります。なお、異議の申出があれば速やかにお知らせいたします。異議申出期限である11月15日の閉庁時間までに異議申出がなされなかった場合、閉庁時間から午後6時頃までの間に電話により、異議申出はなく審議会は開催しない旨の連絡をいたします。

また、特定（産業別）最低賃金専門部会は、委員の日程を把握した上で、9月28日（木）の合同専門部会以降、10月31日（火）の第6回本審までの間に開催したいと考えております。先程提案した審議日程が組みますと特定（産業別）最低賃金の発効日は、異議申出がない場合は12月30日、異議申出があり、翌日の午後に審議会を開催した場合は12月31日となる予定です。なお、審議の進行状況等により各日程の変更の必要が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

2点目については、前回の審議会以降、提出された要請等について御紹介いたします。

資料No.15、2023年度岩手地方最低賃金改定についての要請を御覧ください。岩手県労働組合連合会をはじめ、東北の総連合連盟での要請となっております。内容は今年度の最低賃金額の答申に対する意見となっております。

資料No.16、岩手地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める請願署名となります。こちらは、8月1日に開催された第3回本審でも御紹介している請願署名の追加分としての873筆となります。

○丸山会長

次に次第2のその他に入ります。皆様から何かございますか。

○菊池委員

他県の地方最低賃金審議会の審議状況、審議結果について、情報が入ってきています。中央最低賃金審議会目安に関する小委員会において慎重に審議が行われた結果のランク別の目安額が示され、地方最低賃金審議会の審議が行われたものですが、目安額を大幅に上回る引上げ額となっている県が見受けられ、特にCランクにおいては多く見受けられます。これは、



示された目安額が適切でないという判断なのか、なぜ目安額どおりではなかったのか、疑問に感じます。目安額を参考に地域の実情を考慮し審議を行うという認識でおりますが、他県の地方最低賃金審議会の審議状況、審議結果をみると、目安額がいわゆる最低目安額とでもいうように、必ず目安額にプラスして引き上げるものであるように思われてしまいます。必ず目安額を上回る引上げ額でなければならないというものではないと認識しております。

また、他県の地方最低賃金審議会の審議状況、審議結果がわかってきて、全国最下位を免れるような内容の審議を行っているのだとすれば、それは適切ではないと思います。他県の地方最低賃金審議会の審議状況を気にし過ぎている傾向があるように思いますが、各県の地方最低賃金審議会が他県の地方最低賃金審議会の審議状況を極端に気にするようになってしまふということは、最低賃金の目安制度の制度疲労ともいえるのではないのでしょうか。問題意識を持っているのは、ここ岩手だけではないと思いますし、今年の審議結果に表れている、目安額に大幅に上乘せして県最低賃金を引き上げるといった異常な事態について、よく分析していただき、今後のよりよい最低賃金制度、目安制度の見直しなどに向けた議論に資するものとなることを期待します。

○丸山会長

要望ということですね。

○事務局

ただ今の御意見は本省に伝えます。

○丸山会長

ほかになければこれで議事を終了します。